

指定特定施設入居者生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 さっぽろ高齢者福祉生活協同組合(以下「事業者」という。)が開設する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所または指定特定施設入居者生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防特定施設入居者生活介護または指定特定施設入居者生活介護(以下「指定特定施設等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員及び計画作成担当者(以下「従業者」という。)が、要支援状態または要介護状態にある入居者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定特定施設等を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の状況、その他置かれている環境等の把握に努め、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の介護予防を目的とした介護予防特定施設サービス計画または特定施設サービス計画(以下「特定施設サービス計画等」という。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとします。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1)名称 イリスもとまち
- (2)所在地 札幌市東区北21条東22丁目5番1号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとします。

- (1)管理者 施設長 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとします。

- (2)生活相談員 常勤換算人数で1名

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じます。

- (3)看護職員 常勤換算人数で4名

療養上の世話、健康管理、与薬の管理を行います。

- (4)介護職員 常勤換算人数で28名

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話を行います。

(5)機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うものとします。

(6)計画作成担当者 2名

特定施設サービス計画等の作成を行うものとします。

(指定特定施設等の内容)

第5条 指定特定施設等の内容は、次のとおりとします。

- (1) 特定施設サービス計画等の作成
- (2) 週2回以上の入浴、清拭による清潔の確保
- (3) 排せつの自立援助
- (4) 食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- (5) 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練
- (6) 医療協力
- (7) 医師の指示によるカテーテル等の管理その他療養上の世話
- (8) 生活相談・助言等の援助

(利用料その他の費用の額)

第6条 事業者が受け取る指定特定施設等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用者の負担額は、その額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。

なお、厚生労働大臣が定める基準は、事業所の見やすい場所に掲示するものとします。

2 事業者は前項の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受領するものとします。

- 一 おむつ代等の消耗品
- 二 前2号に掲げるものの他、指定特定施設等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについて。

(居室の定員及び室数)

第7条 介護居室の利用定員及び室数は次のとおりとします。

- (1) 居室 1人部屋 57室 利用定員 57名
- (2) 居室 2人部屋 9室 利用定員 18名

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は居室、共用施設を利用する場合、その本来の用途に従い可能な限り善良な管理者の注意をもって利用するものとします。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業者は、共用の浴室、便所、介護居室に、非常呼び出しボタンを設置し緊急時に備える

ものとしてします。

- 2 利用者からの緊急呼び出し、または利用者の病状の急変等緊急事態が生じた場合、従業員は必要に応じ協力医療機関、主治医または必要に応じた医療機関への連絡・連携、救急車の手配、病院への付き添い等、速やかに対応するものとしてします。
- 3 従業員は前項についてしかるべき対応をする場合またはした場合、管理者に報告するものとしてします。

(非常災害対策)

第10条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的な計画をたてるとともに、非常災害に備えるため定期的に避難誘導、救出その他必要な防災訓練を行うものとしてします。

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとしてします。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員等に周知徹底を図ることとしてします。
- 二 虐待の防止のための指針を整備します。
- 三 従業員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- 四 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととしてします。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に、努めるものとしてします。

- 2 事業者は従業員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また勤務態勢の確保に努めるものとしてします。
 - (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2)継続研修
 - ① 全職員対象の研修(管理者並びに一般研修)を年2回行う
 - ② 管理者研修 上記①の他年1回行う
 - ③ その他必要に応じ適宜行う研修
- 3 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持するものとしてします。
- 4 事業者は従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としてします。
- 5 事業者は倫理規定を定め、従業員のモラルの向上を図るものとしてします。

- 6 事業者は利用者の病状の急変に備えるため、協力医療機関を定めるものとします。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はさっぽろ高齢者福祉生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則

この規程は、令和6年10月1日から施行するものとします。